

重富小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
「剣の平」に誓う，光り輝く重富の子

家庭・地域との連携
PTA生活指導部
学校評議委員会
学校関係者評価委員会
民生委員
始良っ子見守り隊等

【いじめ・不登校対策委員会】（年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である）
・目的：いじめ・不登校の防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成されるいじめ・不登校の防止等の対策のために組織を置く。学校の取組が計画的に進んでいるかのチェック，いじめ・不登校の対処がうまくいかなかったケースの検証などをPDCAサイクルで行っていく。
・組織構成（管理職，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家）

関係機関等との連携
市教育委員会・警察・医療機関・児童相談所
・市役所・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等

【教育活動の重点】
〈全教育活動において〉
・子どもの安心・安全を最優先するとともに，善悪を正しく判断し，社会規範を守ろうとする子どもの育成を図る。
・基本的な生活習慣の形成と，健康の保持・増進を図り，健やかな心身をもつ子どもの育成を図る。
・基礎的・基本的な知識及び技能を身につけさせ，これらを活用して課題を解決するための能力を育み，主体的に学習する態度を養う。
・家庭や地域との連携を図り，特色ある教育活動を展開する。
〈子どもの主体的な活動〉
・児童会活動の充実（児童会目標を中心とした自主的な活動を推進させ，学校生活をよりよいものにしていこうとする意欲を高める。）
・人権標語等の募集・掲示（人権標語等を募集し，子ども自らいじめは絶対に許されないと啓発していく。）

【いじめ・不登校の防止】
・教職員は，いじめ・不登校はどの学級でも起こりうるという認識の下，いじめは深刻な人権侵害であることを念頭に置き，「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯で卑しい行為」という確固たる意志を表明し，日々の指導に当たる。
・心が通じ合うコミュニケーション能力を育み，子どもが主体的に活動できる，また互いを認め合える授業づくりや集団づくりを行う。
・情報モラル教育を推進し，子どものモラル向上を図り，保護者への啓発にも努める。
・子どもは，「学校は，誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識し，いじめは絶対に許されないとすることを全教育活動をととして理解する。
・保護者は，いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるということを認識し，地域社会・学校・家庭が一体となって子どもを育てていくという意識をもつ。また，子どもがストレスに適切に対処できるように，日ごろから子どもの様子を観察し，助言したり，温かく見守ったりする。

【いじめ・不登校の早期発見への対策】
・教職員は，日ごろから子どもとの信頼関係構築に努め，子どもが出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち，いじめ・不登校問題に対し，早い段階で的確な関わりをもつ。
・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し，子どもが相談しやすい環境を整え，いじめ・不登校問題の実態把握に努める。
・子どもは悩みがある場合，1人で抱え込まず，相談することは恥ずかしいことではなく，誰かに相談するべきだということを理解し，先生や保護者にすぐに相談する。
・保護者は，日ごろから子どもの様子を注意深く見守り，子どもの変化に気づく努力をする。更に，問題発見時はすぐに学校に相談し，学校・地域社会と連携して問題解決に当たる。

【いじめに対する措置】
・いじめを発見した場合，特定の教職員で抱え込まず，いじめ・不登校対策委員会を中核として，速やかに対応し，被害にあった子どもを守り通す。
・教職員は事実をよく把握した上で，被害者・加害者の子どもの心のケアを行い，再発防止に向けて指導する。
・重大ないじめ問題と認められる場合は，直ちに専門機関と連携して対処していく。
・被害にあった子どもは，事情や心情の聴取を受け，その子どもの状態に応じた継続的な支援をする。
・加害者となった子どもは，再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに，子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。
・いじめ・不登校問題に関係のある学級，そして学校全体では，事実を明らかにした上で，それぞれに応じた聴取や指導，心のケアを受ける。
・被害者・加害者の家庭は，要望や意見の聴取を受け，事実を理解し，これからの子どもの指導・支援に学校・地域社会と連携を図りながら当たる。
・PTA総会を開き，事実を確認し，今後同じようなことが起こらないように，これからの対応について話し合う。

【生徒指導体制】
・心の教育推進委員会（毎月1回，全職員での話し合いの場を設ける。）
・生徒指導主任を中心としたPDCAサイクルの確立（小さなことから報告し合い，いじめ・不登校の防止，早期発見に努める。）
・子どもが相談しやすい環境づくり（特に養護教諭や担任以外の職員に相談しやすい環境づくりに努める。）
・職員研修の充実（年3回の研修を設定し，教職員の意識の向上を図る。事例研修や問題点の共通理解，対応策の検討，生徒指導の全校体勢の構築等を行う。）
・学校ネットパトロール事業検索結果の活用
・SC，SSWとの連携
・啓発資料の活用（学級PTA等で資料を掲示し，みんなの問題であるという意識を高め，複数の目で子どもたちを見守っていくことの大切さを確認する。）